

2012年9月19日

お客様各位

株式会社MOL JAPAN

**中米・南米航路(輸出) ブラジル向け貨物 MSDS・危険品明細・EMERGENCY SHEET
の受荷主様への送付に関するお願い**

平素は、弊社サービスをご利用頂き厚く御礼申し上げます。

さて、掲題の件につきまして9月13日付けにてマナウス港向け輸出貨物に関するMSDS(MATERIAL SAFETY DATA SHEET)提出方法につきご連絡致しましたが、提出方法の変更及び対象港をブラジル全港に拡大する事となりましたのでご連絡致します。

MSDS及び危険品明細提出の義務化は昨年より施行されておりますが、ブラジル政府より提出の義務化を徹底するよう再度通知を受けました。

本件書類提出は受荷主様に義務が発生しているものであり、また当社ブラジル現地法人であるMOL BRAZILより同地顧客宛に既にご連絡させて頂いておりますが、提出書類に不備がある場合は貨物の荷揚げが不可となります。また提出不備に起因した余剰費用につきましては受荷主様負担となりますので、円滑な書類提出となるべくお客様各位におかれましては必要書類を受荷主様へ送付頂きますようご理解・ご協力頂きたく宜しくお願い申し上げます。

記

1. 適用開始日 : 2012年9月15日(ブラジル各港出港/入港日ベース)
2. 適用対象 : ブラジル全港向け危険品貨物
3. 必要書類 : MSDS(MATERIAL SAFETY DATA SHEET)
危険品明細(DG DECLARATION)
※英語版・ポルトガル語版以外は引受不可。
EMERGENCY SHEET ブランクフォーム
(当社フォーマット:ポルトガル語記載にてお願い致します。)

※現地における翻訳後の上記書類提出期限は現地各航入港の三営業日前となりますので、翻訳・提出に間に合うようご手配頂きます様お願い申し上げます。

また、2007年04月05日付けにて当社ホームページ上に掲載致しておりますが、ブラジル税関当局は危険品船積の際、該当B/LのBODY欄に危険品明細を記載するよう要求しております。ブラジル税関当局はB/L BODY欄の記載と当該提出書類内容の対差確認を行いますので、原則必要事項を明記下さいます様お願い申し上げます。

EMERGENCY SHEETのblankフォームにつきましては当社ホームページを御参照下さい。

以上